

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年11月29日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第17号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定，法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求，同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し，必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は，令第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは，別記様式第1号の指定通知書により，遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し，その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は，指定をしなかったときは，別記様式第2号の不指定通知書により，申請者に対し，その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は，別記様式第3号の特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は，別記様式第4号の特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は，規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下「取消し」という。）をしようとするときは，行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は，前項の聴聞の結果，取消しをしたときは，別記様式第5号の指定取消通知書により，取消しの相手方に対し，その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は，別記様式第6号の特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は，別記様式第7号の報告

等要求書により行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下「指示」という。）は、別記様式第8号の指示書により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会を付与しなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この公安委員会規則は、平成19年12月10日から施行する。

(別記)

様式第1号（第2条関係）

広島県公安委員会指令第 号

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

指 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号に規定する特例施設占有者の指定については、申請のとおり指定します。

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会 

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第2条関係）

広島県公安委員会指令第 号

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

不 指 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号に規定する特例施設占有者の指定については、指定できません。

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第2条関係）

広島県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号に規定する特例施設占有者に次の者を指定したので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第4項の規定により公示する。

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会

委員長



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第3条関係）

広島県公安委員会告示第 号

特例施設占有者変更事項公示書

平成 年 月 日付け広島県公安委員会指令第 号により、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号に規定する特例施設占有者に指定した次の者から、公示事項を変更する旨の届出があったので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定により公示する。

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会

委員長



変更の届出があった事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 号（第 4 条関係）

広島県公安委員会指令第 号

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

指 定 取 消 通 知 書

平成 年 月 日付け広島県公安委員会指令第 号により行った，次の施設に係る遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5 条第 5 号に規定する特例施設占有者の指定については，遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）第30条第 1 項の規定により，その指定を取り消します。

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては，その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし，行政手続法（平成 5 年法律第88号）第27条第 2 項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合に限ります。
- 2 この処分については，この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，上記 1 の異議申立てをした場合には，当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 6 号（第 4 条関係）

広島県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

平成 年 月 日付け広島県公安委員会指令第 号により、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5 条第 5 号に規定する特例施設占有者に指定した次の者について、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）第30条第 1 項の規定により、その指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により公示する。

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

代表者氏名

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

平成 年 月 日

広島県公安委員会

委員長



備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

報 告 等 要 求 書

様

第25条第1項 報 告
遺失物法 の規定により、次のとおり 資 料 の 提 出 を求める。
第25条第2項 保管物件の提示

内容

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

注 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

指 示 書

様

第26条第 1 項

遺失物法 の規定により、次のとおり指示する。

第26条第 2 項

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 指示事項
- 3 理由

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

注 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。